

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第171回 著作権保護制度の改定

最近、中国の著作権保護にかかる法制度について新たな動きがあり、全国人民代表大会常務委員会により11月11日に「著作権法」への大幅改定を行う決定が行われた後、11月16日に最高人民法院より「著作権および著作権に関わる権利の保護を強化することに関する意見」が公布されました。今回はその中から特に日系企業が注目すべき内容について解説いたします。

◇現地従業員が他人の著作権を侵害してしまったケース

現地日系企業A社のある従業員は、世界的に知名度の高いソフトウェアメーカーS社の製品である設計専門ソフトウェアを個人でダウンロードした後、当該ソフトを仕事で使う会社のPCにインストールし、そのソフトウェアを使って製品の設計図を作成した。後日、A社に突然S社からの通知書が届き、S社ではIPアドレスを追跡してソフトウェアの動作状態をオンライン監視しており、すでにA社がソフトウェアを不正利用した証拠があるとして、正規価格（単価50万元）でS社のソフトウェアパッケージを4点購入しなければ、A社を訴えると記載されていた。

A社ではまず、確かにS社が権利者であり、詐欺ではないことを確認した上で弁護士に分析を依頼したところ、訴訟となれば、証拠が把握されているためA社にとってはかなり不利な状況となるとして、和解交渉による解決を図るよう勧められた。その後、S社と価格の引き下げを目的に交渉し、最終的に3点100万元で購入することで合意に至った。

◇改定の重要な変更内容

1. 「著作権法」改定における重要な変更点

- (1) 保護の対象となる作品の範囲を拡大し、近年出現しているライブ配信等の形式のコンテンツを保護対象に含めたほか、「作品の特性に適合するその他の知的成果」もすべて作品として認定される可能性があるとして規定した。
- (2) 著作権の行使の方式を増やし、作品のデータ化を「複製権」の範囲に含め、かつ以前規定した「無線」方式のほかに「有線」方式も作品伝達の方式に加えた。
- (3) 「署名推定ルール」について改めて明確に規定するとともに、より詳細に「反証によって証明されない限り、作品上の署名の主体は作者として認定される」ことを規定した。
- (4) 各種著作権に関連する権利の保護期間をそれぞれ設定した。
- (5) 著作権者が、使用許諾を取得していない作品の使用を防止、制限するために技術的措置を取り自身の権利を保護できることを新たに規定した。
- (6) 権利侵害への行政罰の罰金額基準を、違法経営額（5万元以上）の1～5倍もしくは25万元以下（違法経営額が不明か5万元未満の場合）と規定した。
- (7) 懲罰性民事賠償制度を新たに設け、権利者の損失または権利侵害者の違法所得の1～5倍を賠償させることができるとした。損失または違法所得の計算が困難な場合は、法定賠償金額の上限を500万元、下限を500元とすることを規定した。

2. 今回の制度改正に伴って規定された司法審判方針

- (1) 著作権事案の審理期間を短縮する。
- (2) 知的財産権訴訟の証拠規則を整備し、当事者がブロックチェーンなどの新方式により証拠の保管、保全、提出を行うことを認める。

(3) 「署名推定ルール」を適用する事案において、被告から反証が提出されない場合は原告の挙証義務を簡素化する。

(4) インターネット、AI、ビッグデータなどの新技術がもたらすニーズを重視し、スポーツイベントやネットゲームのライブ配信、データ権利侵害等の新型事案を適切に審理する。

(5) 権利を侵害するコピー品および権利侵害の材料や道具をただちに処分するよう当事者から請求があった場合は、通常支持しなければならない。

(6) 権利侵害者の故意による権利侵害の情状が重大な場合、裁判所は懲罰性民事賠償のほか、権利者が権利保護のために支出した弁護士費用などの費用についても、権利侵害者に賠償させることを支持する。

◇日系企業へのアドバイス

今回行われた著作権保護制度への大幅な改定は、日系企業が自身の著作権を保護する上で有益な措置となったものの、企業従業員の意識不足により第三者に対する権利侵害が発生する可能性があることには注意が必要です。そのような事態となれば、企業がより重い民事賠償などの法的責任を負う結果ともなりうるため、現地法人の従業員のコンプライアンス意識を高め、権利侵害事件の発生を回避することの必要性が非常に高くなっています。

上海で与信管理セミナー開催＝リスクモンスターチャイナ

企業の与信管理・信用調査やビジネスポータル事業などを中国で展開するリスクモンスターチャイナは20日、上海で中国での与信管理をテーマにしたセミナーを開催。日系企業の管理部門責任者などが集まった。

セミナーは2部構成で開催され、第1部では大江橋法律事務所上海代表処パートナー弁護士の松本亮氏が、中国での債権保全・債権回収の取り組みを、平常時、信用不安時、非常時に分けて解説。「中国企業特有の性質を理解して取引することが重要だ」と強調した。

第2部ではリスクモンスターチャイナの財津隆宗副総経理がコロナ禍により企業を取り巻く環境が大きく変化していることを述べ、取引先企業の与信管理の重要性が高まっていると指摘。取引先の信用状態を明らかにするための社内格付制度の導入を紹介し、「取引先全体のリスクの把握が大切」と訴えた。セミナーはオンラインでも同時開催された。(上海時事)



オンラインで同時開催された
セミナー＝20日、上海

インフラ建設多喜愛、アリババ研究センターを22億元で受注＝浙江省

23日付の中国紙、中国証券報(B8面)などによると、深セン証券取引所の中小企業ボードに上場するインフラ建設の多喜愛集団(Dohia、浙江省杭州市)はこのほど、地元杭州に本拠を置く中国電子商取引大手の阿里巴巴(アリババ)集団の新開発センターの建設工事を受注した。

受注したのは研究開発施設「アリババ達摩院(DAMO)」南湖エリアの土工事や設備設置工事。受注総額は22億2500万元。近く着工し、2023年5月までに完工予定。

アリババは新施設でビッグデータや人工知能(AI)、自動運転技術、量子コンピューター関連技術などの開発に取り組む見込み。(上海時事)